

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社シー・ティー・ワイ
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアにおける基盤整備にあたっては、FTTHだけでなく、ケーブルテレビや無線など、多様なネットワークを活用すべきと考えます。</p> <p>実際の基盤整備にあたっては、特定1社による整備では競争原理が働かず、コスト高となること、及びエリア毎の地域特性が異なることから、エリア毎の必要コストを前提に整備主体を選定すべきと考えます。具体的には、実績のある「公設民営」方式の活用が適当と考えます。</p> <p>理由：</p> <p>いわゆるNTTによるFTTH基盤が未整備エリアにおいても、既にケーブルテレビ事業者がネットワークを構築しているエリアは多数存在しています。この中で、既に超高速ブロードバンドサービスを提供している事業者も有り、このエリアは整備済エリアとみなすことができます。また、ケーブルテレビのネットワークが在りながら、超高速ブロードバンドサービスは提供されていない場合においても、既存のネットワークをアップグレードすることで、超高速ブロードバンドサービスの提供は実現できます。アップグレードに関わる費用は、FTTH基盤をゼロから整備することに比べれば安価となることは間違いなく、結果として低コストで整備できることにより、利用者の負担も軽減され、利便性も向上するものと確信しています。</p> <p>又、エリア特性によってはWiMAXなどの無線ブロードバンドによる整備が適切と考えられる地域もあります。当社はケーブルテレビ事業者ではありますが、WiMAX地域免許も取得し、ケーブルインターネットに併用してお客様にWiMAXでもブロードバンドサービスを提供しております。お客様のライフスタイルに応じた多彩な選択肢を提供することにより、お客様の利便性は確実に向上しています。</p> <p>ケーブルテレビのネットワークや無線などの既存インフラが存在しないエリアへの基盤整備にあたっては、エリア毎の地域特性を考慮して必要コストを算出し、「公設民営」方式で希望事業者による競争入札を実施することにより、公正性が担保され、且つ、競争原理によるコスト低減、地域特性にフィットしたインフラの構築ができるものと確信します。</p>

<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>サービスの利用料低減の為には、複数の事業者による公正な競争が実現されてこそ、競争原理が働き、コストの低減、サービス品質の向上が望めるものと考えます。</p> <p>現在検討されている、特定1事業者による特定1方式による基盤整備では公正競争が活性化するとは考えられません。整備に関わるコストの低減、サービス利用料の低減、サービス品質の向上の為には、既に超高速ブロードバンドサービスを提供している通信事業者、電力系事業者、ケーブルテレビ事業者、及び無線事業者が公正な環境下で競争することが、最も重要と考えます。</p> <p>NTTの組織形態の在り方については、上記理由から、現在以上に、公正な競争環境を逸脱しない組織であり続けることが求められます。</p>
---	--